

若狭農業協同組合は、
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

女性活躍推進法とは、女性が自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためのものです。

- ・ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

一般事業主行動計画とは、企業が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、それを踏まえた取組について策定する計画のことです。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

若狭農業協同組合

女性職員が自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性職員の個性と能力が十分に発揮できる組織を目指し、次のように行動計画を策定する。

- 1.計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
- 2.課題 女性職員の割合（25％）に比べて、管理職に占める女性の割合（12％）が低い
- 3.数値目標 女性管理職を 5 名以上登用する
- 4.取組目標 女性職員の平均勤務年数の向上